

## 公益財団法人北上市体育協会テナント設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人北上市体育協会（以下「協会」という。）の指定管理施設において、イベント及びスポーツ大会の開催時に物品等を販売するテナントの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(テナント登録の要件等)

第2条 物品等の販売業者（以下「業者」という。）は、体育施設に出店しようとするときは、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 業者は、毎年度テナント登録申請書（様式第1）を提出すること
- (2) 飲食物を販売する業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52号に規定する営業許可を受けているものであること
- (3) 前号以外の物品を販売する業者は、当該営業許可を受けているものであること
- (4) テナントの設置場所は、原則幅5.4メートル、奥行3.6メートルの範囲を1店舗として協会が指定するものであること、これにより難しい場合は、複数店舗として取扱うものであること

(テナント登録料)

第3条 登録料は、1年につき3,000円とし、登録申請時に納付しなければならない。

(業者の遵守事項)

- 第4条 発電機は、騒音防止型とし、給油の際はエンジンを必ず停止すること。
- 2 販売活動による廃棄物及びトラブルは、出店者の責任において処理すること。
  - 3 使用した施設を破損したときは、原状に回復すること。
  - 4 販売活動終了後は、開始前の状態に戻すこと。

(出店許可)

第5条 業者は、出店するときは出店許可願（様式第2）を出店する日の前日までに提出し、会長の許可を得なければならない。

(出店料)

第6条 出店料は、1日1店舗につき3,000円とし、出店許可願の提出時に納付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。